

# 成年後見制度 Q & A

広島家庭裁判所  
令和3年9月作成

## 成年後見制度 Q&A（目次）

|     |  |   |
|-----|--|---|
| Q1  | 成年後見制度とはどのような制度なのですか。 .....                      | 1 |
| Q2  | どのような時に，成年後見制度を利用するのですか。 .....                   | 1 |
| Q3  | 成年後見制度を利用するためには，どうすればいいですか。 .....                | 2 |
| Q4  | 手続きの流れはどのようになっているのですか。 .....                     | 3 |
| Q5  | 成年後見人には必ず候補者が選ばれるのですか。 .....                     | 3 |
| Q6  | 鑑定とは，どのような手続ですか。 .....                           | 3 |
| Q7  | 申立ての取下げはできますか。 .....                             | 3 |
| Q8  | 親族に内緒で申立てをすることはできますか。 .....                      | 4 |
| Q9  | 成年後見人の役割は，どのようなものですか。 .....                      | 4 |
| Q10 | 成年後見人に報酬はないのでしょうか。 .....                         | 4 |
| Q11 | 被後見人の居住用不動産を処分したいのですが，どのようにしたらよいのでしょうか。 .....    | 4 |
| Q12 | 特別代理人の選任が必要な場合はどのような場合ですか（利益相反）。 .....           | 5 |
| Q13 | 被後見人宛ての郵便物を成年後見人の住所などに転送してもらうことはできますか。 .....     | 5 |
| Q14 | 成年後見人の仕事をすることが困難になった場合は，どうすればよいのでしょうか。 .....     | 5 |
| Q15 | 後見制度支援信託や後見制度支援預貯金とはどのような制度ですか。 .....            | 6 |
| Q16 | 信託制度を利用したら，簡単に引き出しができないのですか。 .....               | 6 |
| Q17 | 信託契約締結後，後見人が管理する金額が多額になった場合はどうすればよいのでしょうか。 ..... | 6 |
| Q18 | 被後見人が死亡した場合，成年後見人はどのような事務を行うことができるのでしょうか。 .....  | 6 |
| Q19 | 保佐人の役割は，どのようなものですか。 .....                        | 7 |
| Q20 | 補助人の役割は，どのようなものですか。 .....                        | 7 |

【後見制度の利用・申立について】

Q1 成年後見制度とはどのような制度なのですか。

成年後見制度とは、認知症，知的障害，精神障害などによって判断能力が十分でない方を保護するための制度です。

後見制度は，本人の判断能力の程度によって次の3段階の類型があります。

|                             | 成年後見                 | 保佐   | 補助                  |
|-----------------------------|----------------------|--|---------------------|
| 対象となる方                      | 判断の能力が欠けているのが通常の状態の方 | 判断能力が著しく不十分な方                              | 判断能力が不十分な方          |
| 成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為(※1) | 原則としてすべての法律行為        | 借金，相続の承認など，民法13条1項記載の行為のほか，申立てにより裁判所が定める行為 | 申立てにより裁判所が定める行為(※2) |
| 成年後見人等が代理することができる行為(※3)     | 原則としてすべての法律行為        | 申立てにより裁判所が定める行為                            | 申立てにより裁判所が定める行為     |

※1 成年後見人等が取り消すことのできる行為には，日常生活に関する行為(日用品の購入など)は含まれません。

※2 民法13条1項記載の行為(借金，相続の承認や放棄，訴訟行為，新築や増改築など)の一部に限ります。

※3 ご本人の居住用不動産の処分については，家庭裁判所の許可が必要となります。

Q2 どのような時に，成年後見制度を利用するのですか。

【後見】

例えば，老人性の認知症により判断能力が欠けているのが通常の状態となった方のために，介護の契約を結んだり，財産を管理したりする必要があるときや，交通事故により判断能力が欠けているのが通常の状態となった方に代わって，その方のために，保険金(損害賠償)を請求する必要があるとき。

### 【保佐】

老人性の認知症のため判断能力が著しく不十分な方について、介護サービス利用契約を結んで適切な介護を受けられるようにする必要があるとき。

### 【補助】

認知症の症状が出て判断能力が低下していると医師に言われるなどして、一人で契約等をするに不安があるとき。

## Q3 成年後見制度を利用するためには、どうすればいいですか。

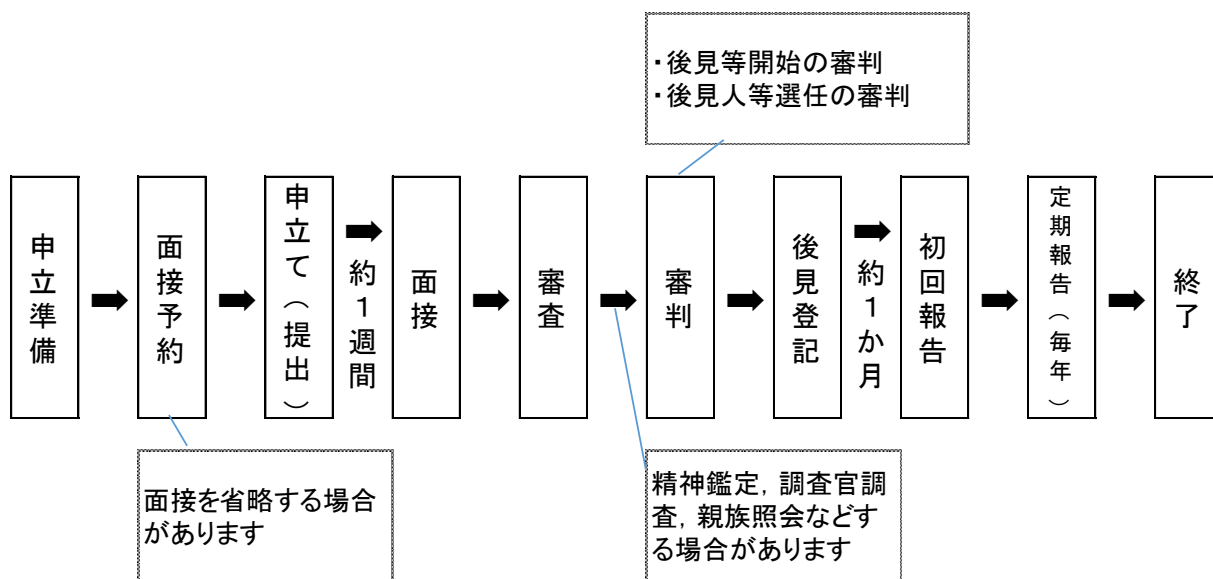
成年後見制度を利用するためには、まず、後見開始、保佐開始、補助開始の審判の申立てを家庭裁判所にする必要があります。

申立ての際に必要な主な書類は以下のとおりですが、申立てをお考えの方は、一度、窓口で説明を受けてください。

### 【主な書類】

- ・ 診断書（成年後見制度用）
- ・ 申立書（財産の資料なども提出していただくことになります。）
- ・ 申立手数料（収入印紙 1 件につき 8 0 0 円）
- ・ 登記手数料（収入印紙 2, 6 0 0 円）
- ・ 郵便切手（約 3, 0 0 0 円）
- ・ 戸籍謄本、住民票
- ・ 登記されていないことの証明書  
など

Q4 手続きの流れはどのようになっているのですか。



Q5 成年後見人には必ず候補者が選ばれるのですか。

申立書に記載された成年後見人等候補者が適任であるかどうかを審理します。その結果、候補者が選任されない場合があります。被後見人が必要とする支援の内容などによっては、候補者以外の方（弁護士，司法書士，社会福祉士等の専門職や法律または福祉に関する法人など）を成年後見人に選任することがあります。

なお、成年後見人にだれが選任されたかについて、不服の申立てはできません。

Q6 鑑定とは、どのような手続ですか。

鑑定とは、本人に判断能力がどの程度あるかを医学的に判定するための手続です。申立時に提出していただく診断書の内容では、本人の判断能力の程度が不明確な場合（類型を決定できない場合）に、家庭裁判所が改めて医師に鑑定を依頼してより詳しい検査を行い、本人の判断能力がどの程度かを確認するための手続です。鑑定をする場合、鑑定料として、数万円～10万円程度予納していただく必要があります。

Q7 申立ての取下げはできますか。

申立ての取下げについては家庭裁判所の許可が必要となります。成年後見人の選任に関する不満を理由とした取下げは、本人の利益に配慮して、原則として許

可されないと考えられます。

**Q8 親族に内緒で申立てをすることはできますか。**

裁判官の指示に基づき，親族の意向調査を行う場合がありますので，親族に知られないまま手続が進むとは限りません。

**【成年後見人等に選ばれた場合】**

**Q9 成年後見人の役割は，どのようなものですか。**

成年後見人の役割は，本人の意思を尊重し，かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら，必要な代理行為を行うとともに，本人の財産を適正に管理していくことです。

具体的には，(1)本人のために診療・介護・福祉サービスなどの利用契約を結ぶこと，(2)本人の預貯金の出し入れや不動産の管理などを行うことが主な仕事となります。

**Q10 成年後見人に報酬はないのでしょうか。**

成年後見人は，その事務の内容に応じて，被後見人の財産の中から報酬を受けることができます。その場合には，家庭裁判所に対し，後見事務報告書，財産目録，通帳の写し等の必要な報告書類に申立手数料800円の収入印紙を添えて，報酬付与の審判を申立ててください。

なお，報酬の額については，裁判官が個々の事案の実情に応じて，対象期間中の後見の事務内容，後見人が管理する本人の財産の内容等を考慮して，裁量で決定することになります。標準的な報酬額のめやすを策定して公表している家庭裁判所もありますので，各家庭裁判所のウェブサイトをご確認ください。

**Q11 被後見人の居住用不動産を処分したいのですが，どのようにしたらよいのでしょうか。**

居住用不動産とは，被後見人が居住するための所有権又は賃借権等を有する建物又はその敷地をいいます。被後見人が現に住居として使用している場合に限ら

ず、将来居住する予定がある場合も含まれます。精神上的障害を負っている被後見人にとって、居住環境が変われば、その心身や生活に重大な影響が生じることが予想されるため、これらの処分については、特に慎重を期す必要があることから、家庭裁判所の事前の許可を得なければならないとされています。

したがって、被後見人の居住用不動産を処分する場合、成年後見人は、家庭裁判所に、居住用不動産の処分許可の申立てをしなければなりません。

#### **Q12 特別代理人の選任が必要な場合はどのような場合ですか（利益相反）。**

例えば、成年後見人と被後見人が共同相続人である場合の遺産分割や、成年後見人の債務を担保するために被後見人の不動産に抵当権を設定することは、成年後見人と被後見人の利益が相反する行為に該当し、被後見人の利益を保護するため、特別代理人の選任が必要となります。

#### **Q13 被後見人宛ての郵便物を成年後見人の住所などに転送してもらうことはできますか。**

家庭裁判所の許可を得て、被後見人宛ての郵便物等を成年後見人の住所又は事務所所在地（専門職後見人の場合）に転送してもらうことができます。（この申立ては、成年後見人に限られ、保佐人、補助人、任意後見人、未成年後見人が申立てることはできません。）。転送を希望される場合は「成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託申立書」を利用し、申立てを行ってください。

なお、転送の期間は、法律上、6ヶ月を超えない期間とされています。

#### **Q14 成年後見人の仕事をすることが困難になった場合は、どうすればよいでしょうか。**

「正当な事由があるとき」に家庭裁判所の許可を得て辞任することができます。高齢や病気のため、成年後見人の仕事をすることが困難になったことは「正当な事由」とありと認められることが多いと思われます。そのような場合は裁判所に相談の上、辞任許可の申立てをしてください。

辞任が許可された場合は、速やかに管理している財産を計算し、後任の成年後

見人に引き継ぎを行ってください。

**Q15 後見制度支援信託や後見制度支援預貯金とはどのような制度ですか。**

後見制度支援信託や後見制度支援預貯金は、本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を一般の預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託したり支援預貯金口座に預け入れる仕組みのことで（成年後見と未成年後見において利用することができます。保佐，補助及び任意後見では利用できません。また，一部の金融機関では，未成年後見において支援預貯金を利用できない場合があります。），本人の財産を適切に保護するための方法のひとつです。信託財産は，元本が保証され，支援預貯金は預金保険制度の保護対象にもなります。

**Q16 信託制度を利用したら，簡単に引き出しができないのですか。**

後見制度支援信託を利用すると，信託財産を払い戻したり，信託契約を解約したりするにはあらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要となりますので，信託銀行に預けた財産を動かす際には，家庭裁判所に相談をしてください。

**Q17 信託契約締結後，後見人が管理する金額が多額になった場合はどうすればよいでしょうか。**

通常使用しない金銭については，家庭裁判所に追加信託の報告書を裏付け資料とともに提出していただき，報告内容に問題がないと判断されれば，指示書が発行されますので，それをもとに追加信託の手続をしてもらうこととなります。

**Q18 被後見人が死亡した場合，成年後見人はどのような事務を行うことができるのでしょうか。**

被後見人が死亡した場合には，成年後見は当然に終了し，差し迫った事情がある場合を除き，成年後見人の権限を行使することができなくなります。

必要があるときは，被後見人の相続人の意思に反することが明らかなきを除き，相続人が相続財産を管理することができるに至るまで，被後見人が所有していた建物を修理したり（特定の財産に対する保存行為），支払を求められている被



後見人の医療費等を支払ったりすること（弁済期が到来した債務の弁済）ができます。（ただし、成年後見人に限られ、保佐人、補助人、任意後見人、未成年後見人はできません。）

ただし、被後見人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結やその他相続財産の保存に必要な行為は、家庭裁判所の許可を得て行うことができます（この許可を求める申立ては、成年後見人に限られ、保佐人、補助人、任意後見人、未成年後見人が申立てることはできません。）

#### **Q19 保佐人の役割は、どのようなものですか。**

保佐人は、重要な行為について、本人の意思を尊重し、その心身の状態や生活状況に配慮して、本人がしようとすることに同意して確定的に有効なものとしします。本人が保佐人の同意を得ないで、契約などを行った場合、保佐人は、その行為が本人にとって不利益であればこれを取り消すことができます。

また、保佐人が裁判所の審判で代理権を与えられている場合には、その代理権の範囲内で、本人の代わりに法律行為をすることができます。

保佐人の報酬、被保佐人の居住用不動産の処分、辞任許可については、成年後見人と同様です。

#### **Q20 補助人の役割は、どのようなものですか。**

補助人は、裁判所が定めた行為について、本人がしようとすることに同意して確定的に有効なものとしします。本人が補助人の同意を得ないで、同意を要すると定められた法律行為（契約など）を行った場合、補助人は、その行為が本人にとって不利益であればこれを取り消すことができます。

また、補助人が裁判所の審判で代理権を与えられている場合には、その代理権の範囲内で、本人の代わりに法律行為をすることができます。

補助人の報酬、被補助人の居住用不動産の処分、辞任許可については、成年後見人と同様です。